

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

重要事項説明書

〈令和 7年 4月 1日現在〉

1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話： 048（551）1115

担当： 支援相談員

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 老人保健施設はなみずきの概要

〈事業者名〉 医療法人社団 優慈会

老人保健施設 はなみずき

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業者

〈所在地〉 埼玉県深谷市柏合1041-1

〈介護保険指定番号〉 (埼玉県 1154680013号)

3 利用料金

地域区分ごとの1単位あたりの単価（深谷市は7級地）・・・・・・・・・・10,14円

(1) 短期入所療養介護施設利用料

	施設サービス費 (多床室)	施設サービス費 (個室)
要介護1	830単位	753単位
要介護2	880単位	801単位
要介護3	944単位	864単位
要介護4	997単位	918単位
要介護5	1,052単位	971単位

※多床室は個室以外の居室とします。

(2) 介護予防短期療養介護施設利用料

	施設サービス費 (多床室)	施設サービス費 (個室)
要支援1	613単位	579単位
要支援2	774単位	726単位

※多床室は個室以外の居室とします。

(共通加算)

- 個別リハビリテーション加算・・・240単位/日
- 療養食加算・・・・・・・・・・8単位/回(1日に3回を限度とする)
- 送迎加算・・・・・・・・・・184単位/片道
- 若年性認知症利用者受入加算1・・・120単位/日
- 重度療養管理・・・・・・・・・・120単位/日
- 総合医療管理加算・・・・・・・・275単位/日(利用中10日を限度とする)
- 緊急時治療管理加算1・・・・・・・・518単位/日
- 緊急短期入所受け入れ加算・・・・・・・・90単位/日(14日を限度とする)
- サービス提供体制加算Ⅲ・・・・・・・・6単位/日
- 生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・・・・・・10単位/月
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・・・51単位/日
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・1ヶ月の所定単位×71/1000

(3) 滞在費及び食費

食費内訳

朝食・・・550円 昼食・・・700円 夕食・・・700円

【利用者負担第1段階】

- ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 境界層該当者

	滞在費	食費
個室	550円	300円
多床室	0円	300円

【利用者負担第2段階】

- ・ 市町村民税世帯非課税であって(合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年)を満たす者
- ・ 境界層該当者

	滞在費	食費
個室	550円	600円
多床室	430円	600円

【利用者負担第3段階①】

- ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- ・ 境界層該当者
- ・ 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	滞在費	食費
個室	1,370円	1,000円
多床室	430円	1,000円

【利用者負担第3段階②】

- ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- ・ 境界層該当者
- ・ 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	滞在費	食費
個室	1,370円	1,300円
多床室	430円	1,300円

【利用者負担第4段階】

- ・ 市町村民税本人課税者

	滞在費	食費
個室	1,700円	1,950円
多床室	650円	1,950円

(4) その他

特別個室	1,500円/日
特別個室(トイレ無)	1,100円/日
特別二人室	750円/日
予防接種費	実費
日常生活費	250円
教養娯楽費	250円
行事食代	実費
オヤツ代	150円

発 行 文 書 代	5, 5 0 0 円
領 収 書 再 発 行 代	2 2 0 円
深谷市以外の送迎費	1 1 0 円 / 1 km

※ 日常生活費は、タオル・ハンドペーパー・ティッシュペーパー・綿棒・入浴用品等

※ 教養娯楽費は、折り紙・風船・書道用品・印画紙・電池・遊具・行事費用等

(5) キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の50%

(6) 支払方法

毎月5日に前月分の請求をいたしますのでお支払い下さい。

詳しくは第5条(料金)の項目をご覧ください。

お支払方法は、はなみずき窓口(日曜以外)、銀行振込、口座振替(※申込書を提出してから2ヵ月後からになります)でお願いいたします。

はなみずき窓口の場合は、平日は18時半、土曜・祝日は17時半までにお申し込み下さい。日曜は金銭の取り扱いは行っておりませんのでご了承下さい。

4 当施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 …… コロナ禍により変動ある為、お問い合わせください。
- ・外出・外泊 …… コロナ禍により変動ある為、お問い合わせください。
- ・金銭／貴重品の持込……原則個人管理です。施設での責任は負いかねます。
- ・施設外での受診…… 施設長が必要と認めた場合にご家族で受診してください。
- ・居室について……ご本人様の状態、対人関係及び施設の都合等で居室を移動して頂く事がありますのでご了承下さい。

5 相談、要望、苦情等の窓口

介護老人保健施設に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

<p>★ サービス相談窓口 ★</p> <p>担当 支援相談員</p> <p>電話番号：048(551)1115</p> <p>受付時間 月～金 午前9：00～午後4：30</p>

上記以外の方法としまして、受付窓口には投書箱を用意してありますので、ご利用下さ

い。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所（深谷介護保険事務所） 電話 048（571）1211

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048（824）2761

6 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

- ① 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者に対して思いやり豊かな看護・介護に努めるよう、心の通うサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、室内消火栓、避難階段、自動火災報知器他
- ・ 防災訓練 年2回以上（内1回は夜間想定とする）

8 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	備考
医師	1			
看護職員	11	5	1	

薬剤師		1		
介護職員	28	5	3	
支援相談員	2			2 (兼務)
理学療法士				3 (兼務)
作業療法士				1 (兼務)
言語聴覚士				1 (兼務)
管理栄養士	1			
栄養士				
介護支援専門員	2			1 (兼務)
事務職員	3	1		
その他	3	3		

9 サービスの内容

食事 朝食 7:20～ 8:00
 昼食 11:50～12:30
 夕食 17:50～18:30
 原則、入所のフロア食堂にておとりいただきます。

入浴 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

介護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

機能訓練 集団訓練は各フロアにて行います。

生活相談 常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

レクリエーション 当施設では、年間数回の入居者交流会等の行事を行います。
 行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

10 協力医療機関

佐々木病院	深谷市西島町2-16-1 電話 048-571-0242
あねとす病院	深谷市人見1975 電話 048-571-5311
本庄総合病院	本庄市北堀1780 電話 0495-22-6111
尾島デンタルクリニック	群馬県太田市下田島町1049

1.1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

1.2 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1.3 送迎の実施地域

深谷市

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設はなみずきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供